

鎌ヶ谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要

NO	項目	国の示す基準の内容		本市の条例案
		主な内容	厚生労働省 令条文	
1	放課後児童支援員（資格を有する者）の資格 《国の基準に従うべきもの》	放課後児童支援員は、次の資格を有するもので、都道府県が行う研修を修了した者とする事。 ① 保育士 ② 社会福祉士 ③ 教員免許を有する者 ④ 高等学校等を卒業した者で、2年以上児童福祉事業又は放課後児童健全育成事業類似した事業に従事した者 など他4	第10条 第3項	国の基準と同様とします。
2	職員数（放課後児童支援員と補助員の合計数） 《国の基準に従うべきもの》	「放課後児童支援員」と「補助員（資格を有しない者）」の合計した職員の合計数は、1クラスにつき2人以上とする。 ただし、そのうち1人は、資格を有する放課後児童支援員を配置すること。	第10条 第2項	国の基準と同様とします。
3	1クラスの児童数 《国の基準を参考に定めるもの》	1クラスの児童数は、おおむね40人以下とすること。	第10条 第4項	国の基準と同様とします。
4	施設・設備 《国の基準を参考に定めるもの》	① 専用の施設又はスペースを確保すること。 ② 専用の施設又はスペースの面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とすること。 ③ 児童の体調が悪いときなどに休息できる静養スペースを確保すること。	第9条	国の基準と同様とします。

資料5-2

NO	項目	国の示す基準の内容		本市の条例案
		主な内容	厚生労働省令条文	
5	開所日数 《国の基準を参考に定めるもの》	開所日数は、年間250日以上を原則とすること。	第18条第2項	国の基準と同様とします。
6	開所時間 《国の基準を参考に定めるもの》	開所時間は、授業のあるときは1日につき3時間以上、授業のないときは1日につき8時間以上とすること。	第18条第1項	国の基準と同様とします。
7	その他の基準 《国の基準を参考に定めるもの》	① 非常災害対策の実施に関すること。 ② 職員による虐待等の禁止に関すること。 ③ 職員の秘密保持に関すること。 ④ 保護者との連携等に関すること。 ⑤ 事故発生時の対応に関すること。 など	第6条 第12条 第16条 第19条 第21条	国の基準と同様とします。

※ 厚生労働省令条文は、別添資料をご参照ください。